

曲 辰 農 業 委 員 会 だ よ り

発行・編集/上士幌町農業委員会

発行日/平成31年1月25日

第45号



迎春

ナイトテラス

- ▶ 2019年4月27日(土) 先行オープン / 物販、軽食、トイレ、テラス部分の営業を開始
- ▶ 2019年6月3日(月) 全面オープン / レストランを含めすべての営業を開始

撮影/農地パトロール時

全国農業新聞を 購読しましょう!



毎週金曜発行
月 700円

- お申込みは、お近くの農業委員
または農業委員会事務局へ

紙面あんない

- ★ 会長年頭挨拶 2
- ★ 農地所有適格法人報告書の提出 2
- ★ 農業後継者奨学資金 2
- ★ 農地の転用手続きについて 2
- ★ 農地の相続等の届け出のお願い 3
- ★ 家族経営協定の締結について 3
- ★ 平成31年度税制改正について 4
- ★ 農業後継者対策について 4
- ★ 活動日記・編集後記 4



新年のご挨拶

農業委員会
会長 坂 晴 雄



二〇一九年の初春を迎え、謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

日頃より農業委員会の取り組みに対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、二〇一八年の農業委員会の情勢を振り返ってみますと、農業委員の選出方法が一昨年より改正され、町長が委員を選任し、議会の同意を得て任命される新たな制度に変わって一年が過ぎましたが、各農業委員が農地等の諸課題の解決に向けて真剣に取り組み、今日まで無事に事業が推進されていると感じています。

農政面では、TPP一が昨年一二月末に発効し、日欧EPAも今年二月初旬に発効することが予定されています。また、米国との物品貿易協定(TAG)交渉も始まることから、農業を取り巻く環境は、今年急激に変化していくのではないかと危惧しています。

今後は各関係機関と協議連携を図りながら、本町農業に対して様々な影響が出ないよう、上部機関に対し働きかけ、将来に希望が持てるような対策の実現を求めています。

本町の農業につきましては、春先の天候が順調に推移したこともあり、出来秋に大きな期待をしたところですが、その後の長雨や台風、更には地震による停電の影響など、多くの災害に見舞われた年であったと思いますし、畑作物では出来高に若干の影響も出ていると感じています。

しかし、酪農・畜産が堅調に推移していることもあり、なんとか前年並みの生産額を確保できたのではないかと思います。

農業委員会では、今後も優良農地を守り、集団化の推進、担い手への農地集積など、農地流動化対策を積極的に進め、本町農業の発展に寄与してま

いりたいと考えております。最後に、本年は災害もなく豊穡の出来秋が迎えられますことを祈願し、今年一年が皆様にとつて健やかで実り多い年でありますようご祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。

自己の所有する農地に、自らの農業経営のため、牛舎・堆肥舎・格納庫等の農業用施設や農家住宅を建てる場合、農業委員会の許可が必要です。許可には、2カ月から6カ月の期間を要します。農業用施設や農家住宅を建てたい方は、農業委員会事務局までご相談下さい。

主な要件

- ◆ 農業経営上必要な施設であること。
- ◆ その施設用地によって農地を分断しないこと
- ◆ 必要最小限の面積であること。
- ◆ 8年以内に土地改良事業等の対象農地になっていないこと。
- ◆ 町の農林課において、農業振興地域制度の手続きをしていること。

農地転用の手続きについて

農業後継者を目指す方を応援します 上士幌町農業後継者奨学資金

本町で農業後継者を目指す方が高等学校以上の学校に就学する場合には、奨学資金の貸付を受けることができます。

また、条件を満たした場合には減免の制度があります。

- 資格
本町に住所を有する者又はその子弟で高等学校以上の学校に就学し、学校を卒業した後町内で農業に従事しようとする方
- 支給金額
◇ 高等学校→月額1万円
◇ 大学、短期大学及びこれに準ずる学校→月額1万5千円
- 奨学資金の減免
上士幌町において農業に従事した期間が3年に達した場合等
- 新規希望者問い合わせ期限
平成31年4月12日(金)
- 問い合わせ先
役場農林課農産担当/山崎【内線263、直通2-4292】

農地所有適格法人報告書の提出をお願いします

農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人(旧農業生産法人)であって、農地を所有若しくは法人以外の農地をその法人の耕作、養畜の事業に利用している場合は、毎年、事業の内容・構成員・役員の状況等法人の概要について農業委員会に報告しなければならないこととされています。

農業委員会から既に依頼した報告書の様式を参考に必要事項を記載の上、必ずご提出をお願いします。

提出期限：各法人の毎事業年度終了後3か月以内

提出先：農業委員会事務局
添付書類：定款、社員名簿の写し(新規設立又は内容に変更がある場合)

《罰則規定》

農地法では、報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、30万円以下の過料に処することとされています。(農地法第68条)

農地の相続登記はお済みですか

不動産の登記名義人(所有者)が死亡した場合、所有権移転登記が必要ですが、相続登記をしないからといって罰せられるものでもありませんが、最近では相続登記が未了のまま放置されているケースが多く見られます。

長い間、相続登記を放置されていると、相続権のある人が次第に増えていき、所在不明な方がいる場合など相続手続きができない、また、遺産分割協議がなかなか整わないなど相続問題を複雑化させる可能性があります。

相続手続きをされていない方で、現在は支障がないとしても、お子さんやお孫さんの代で相続手続きが複雑となり困ってしまうことがないように、大切な財産をしっかりと次世代へ繋ぐためにも相続登記

をしてください。

○相続登記した場合

- ・権利関係が明確なため、売却、賃貸などの手続きがスムーズになる。

○相続登記をしない場合

- ・農地のあつせんをご希望される場合は次の点にご留意ください。
- ・相続人が増え、所在不明の相続人がいた場合、相続手続きに時間を要し、相続協議が複雑化する可能性がある。
- ・相続登記の手続き費用や手数料が高額となる。
- ・相続登記した後でなければ、権利移動(売買)ができない。
- ・所有者と連絡がつかず、農地の賃貸や売買ができず遊休化する恐れが出てきます。

相続等で農地を取得したときは

農業委員会へ届け出が必要

売買等により農地を取得する場合は、通常、農地法等により農業委員会の許可が必要ですが、相続や遺産分割等により農地を取得する場合は、農業委員会の許可は不要です。

しかし、農地法の改正により農地を相続等した場合は相続登記の

ほかに農業委員会への届け出が必要となっています。

農地の権利取得を知った日から一〇ヶ月以内に届けて下さい。届け出をしなかったり、虚偽の届け出をすると罰則(一〇万円以下の過料)もありますので、ご注意ください。

家族経営協定の締結を進めています

家族経営協定とは

家族農家経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

認定農業者で青色申告をしている方と家族経営協定を結んで農業経営に参画している配偶者や後継者も、農業者年金保険料(2万円)のうち一定割合の国庫助成(政策支援)の国庫補助が受けられます。

家族経営協定に盛り込むとよい事項

- やりがいを持って働くために
農業経営のビジョン・目的、日々の労働時間・休憩時間、給料や収益配分、農作業の役割分担 等
- みんなで経営を充実させよう
経営の計画(目標・資金計画・所得目標・経営規模)、簿記記帳の担当、経営状況の把握、経営の役割分担 等
- ゆとりある暮らしのために
生活の目標・役割分担、家計状況の把握、老後の生活設計、余暇・地域活動 等
- 農業を続けていくために
経営や経営資産の移譲について、時期・方法、相続への対応 等

家族経営協定を結ぶとこんな効果が!(農家の声)

経営理念や経営方針を家族みんなで共有できるようになり、**家族全員の経営意識が向上した**

役割分担や就業規則の取り決めを通じて、**経営の合理化が進んだ**

共同申請制度を利用して**配偶者や後継者も認定農業者になった**

部門を任されるようになって以前よりも**責任とやりがいを感じる**

平成30年度の調印式は、平成31年3月25日を予定しています

家族経営協定は、農業委員会で、事前のご相談から協定書作成までお手伝いします。まずは、地域の農業委員にお尋ね下さい。

北海道十勝農業青年との交流会を開催

二五回目を迎える「北海道十勝農業青年との交流会」が十一月二三日・二四日に開催されました。

この交流会は、音更・土幌・鹿追・上土幌の四町合同で実施され、本州の女性と十勝の農業青年が、各町をバスで巡ることで、十勝の農業を直接見ることや、体験してもらうことで、移住することを強くイメージしてもらうことが出来たと思います。

今回は男女とも一二名の参加があり、二日間の交流を通

じて七組がマッチングすることが出来ました。

今回は上土幌町の当番で開催することが決まっていますので、

興味のある方は是非参加して頂ければと思います。



農業青年婚活交流会(札幌交流会)を開催

一二月七日(金)、昨年に続き札幌市において、JA上土幌町青年部主催により、札幌交流会が開催されました。

農業青年六名、札幌市の女性九名が参加し、一次会はおしゃれな飲食店を貸し切りにして、食事やゲームを楽しみながら交流し、その後二次会では、中間印象を反映した席順に着席して、スイーツを囲みながら交流を深め、最終カードの記入を行った結果、

二組がマッチングすることが出来ました。



活動日記

【7月】

- 12日 農地委員会現地調査
- 20日 第1回こぶし会定例会
- 18~20日 農業委員道内視察研修
- 24日 第4回農業委員会総会
- 24日 農地流動化対策協議会
- 24日 農地委員会
- 24日 第1回農業委員会だより編集委員会

【8月】

- 17日 北十勝一市三町農業委員研修交流会
- 23日 第5回農業委員会総会
- 23日 農地委員会

【9月】

- 20日 農地委員会
- 26日 第6回農業委員会総会

【10月】

- 3日 農地委員会
- 24日 農地委員会
- 25日 農地パトロール

- 25日 第7回農業委員会総会
- 25日 農地委員会

【11月】

- 12日 第2回こぶし会定例会
- 13~14日 平成30年度全道グリーンアドバイザー研修会
- 15日 農地委員会
- 15日 中標津町農業委員会視察研修
- 20日 地区別農業委員等研修会
- 22日 第8回農業委員会総会
- 23~24日 北海道十勝農業青年との交流会(土幌町他)

【12月】

- 3日 農地委員会
- 10日 農地委員会(契約)
- 10日 市町村農業者年金協議会代議員等研修会(芽室町)
- 14日 農業委員会OB会忘年会
- 20日 第9回農業委員会総会
- 20日 第2回農業委員会だより編集委員会
- 20日 農地委員会

編集後記

本年も農業委員会活動に精一杯取り組んで参りますので、何かございましたら気楽に農業委員または農業委事務局にご相談ください。

本年度が穏やかで実りある一年でありますよう御祈念申し上げます。

平成31年度税制改正

農業経営強化促進法の改正を前提に、一定の事項が定められた農用地利用規程に基づき行われる農用地利用改善事業の実施区域にある農用地が、農地の所有者の申し出に基づき農地中間管理機構(農業開発公社)に買い取られた場合2,000万円の特別控除の適用対象に追加するよう改正予定です。

公開情報

上土幌町HP (<http://www.kamishihoro.jp/>) 内[組織/農業委員会]よりご覧いただけます。

農業委員会だより編集委員会 編集委員長：大井隆行 編集委員：菅原 研 大西仁志